

令和4年1月13日 医療機関向け説明会 Q & A

	分類	質問	回答	回答日
1	配送	医療機関向け事務手順の8ページに予約数は6の倍数と記載があり、9ページには予約状況で7回接種可能と記載がある。 配布されるワクチン数には上限が設定されているが、それは6回接種でカウントされているのか。7回でカウントされた場合、ワクチンの上限が減るのではないか。	今回の上限の設定に際しては、1バイアル6回分として計算しています。1バイアルから7回分を採取された場合は、上限数を越えた接種が可能となります。	1月20日
2	配送	これまで住民接種担当課からクリニックに頂いたメールでは7人にならなければならないという印象を受け、予約も7の倍数で行っていた。また、説明会で7回分確保できたのは95%と聞いたので、基本6回で予約を準備してもよいか。	ワクチンの有効活用のため、区としては可能な限り1バイアル7回採取をお願いしていますが、国が示す基準は6回採取なので、6回採取としていただいても構いません。	1月20日
3	配送	1、2月のファイザーワクチンでは、1・2回接種分が不足するので、モデルナワクチンを受け取りたい。 石神井公園区民交流センターの駐車場の位置と利用方法を教えてほしい。	石神井区民交流センターに有料立体駐車場が併設しています。モデルナワクチンの受取方法等については、1月18日に区からのメール「【練馬区】新型コロナウイルスワクチン接種情報(その59)」に記載していますのでご確認ください。	1月20日
4	請求	医療機関向け事務手順27ページ 練馬区民以外への接種への請求書の届けは1、2回目は送付先が委託会社のほうであったが、3回目は国保連に直接送ればよいのか。	送付先については、1、2回目の送付先と同じです。 【送付先】 〒143-0023 東京都大田区山王一丁目3番5号 NTTデータ大森山王ビル2階 ㈱ブリマジェスト 新型コロナワクチン費用受付担当	1月20日
5	請求	医療機関向け事務手順27ページ 請求について 当院は医師会非加入医療機関だが、提出様式に関して『請求及び受領に関する届』に関しては、3回目接種の際の初回請求に必要か。	3回目接種の際に、改めて提出していただく必要はありません。	1月20日
6	接種間隔	2回接種後に新型コロナに感染した方は、どのような扱いになるか。	新型コロナウイルスに感染した方が、体調が回復して接種を希望する際には、その治療内容や感染からの期間にかかわらず、新型コロナワクチンを接種することができます。 https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0028.html	1月20日
7	接種間隔	当科では近隣の他科の医療従事者への接種を協力している。ある耳鼻科の医療従事者の接種が少し遅れ2回目が8月頃であった。 オミクロン株は感染速度が速く、耳鼻科や歯科スタッフはかなり危険だと思う。接種については、最低6か月間は空ける必要があるが、5か月では無理か。 オミクロン株は2回接種済でもブレイクスルー感染等の話もあり、口腔を扱う耳鼻科、歯科はかなり危険だと思う。	2回目接種から必ず6か月以上は間隔を空けてください。6か月を経過せずに3回目接種をした場合は、「間違い接種」となりますのでご注意ください。	1月20日
8	キャンセル対応	コロナワクチンの扱いが困難なのは、保管、開封後の使用時間、人数等と思う。昨年度、接種は3密から少ない人数で対応したが、ワクチンの廃棄はなかった。 急速キャンセルが出た場合は破棄せずに、高齢者既往歴(がん、呼吸器疾患、糖尿病、肥満)の方へ連絡接種することを想定している。 この場合、高齢者も6か月以上空ける必要があるか(いない場合は破棄になる) 練馬区民以外の方の場合、破棄対応となるか	急なキャンセル対応等により、ワクチン廃棄を避けるために接種する場合についても、2回目接種から必ず6か月以上経過している必要があります。 キャンセル対応等の際も、練馬区民への接種を優先していただき、それでも被接種者が見つからない場合には練馬区民以外に接種、という順でお願いします。	1月20日
9	キャンセル対応	医療機関向け事務手順16ページ 当日キャンセルへの対応について 優先接種区分に関わらず6か月経過していれば接種可能とは、64歳以下の方(原則8か月以後接種の方)であっても、6か月経過で接種可能という理解でよいか。	急なキャンセル対応等により廃棄を避ける場合においては、64歳以下の方(原則8か月以後接種の方)であっても、2回目接種から6か月経過していれば接種可能です。間違い接種には該当しません。	1月20日
10	住所地外接種届	練馬区民以外の方の接種について 住所地外接種届出済証は厳格か。当院の7人の医療従事者では5人が練馬区民外で、どれにもあてはまらない。 保育園の保育士さんにも他区民の方が接種できなくて困っておられたので1、2回目接種したが、3回目はどのように対処すればよいか。	医療従事者における住所地外接種届は不要です。 他区民である保育士の方については、住所地外接種届が必要です。	1月20日